

第6編 交通安全
6-44

新

表 3.2 横断歩道橋の幅員

	幅員
階段	1.5m 以上
通路	2.0m 以上
傾斜路	2.0m 以上
斜路階段	2.1m 以上

- 注) 1. 斜路方式及び斜路付階段方式の幅員は、自転車、歩行者等の交通量並びに利用者の形態(自転車、車いす)等を考慮して決定するものとする。
2. 斜路付階段の斜路部分の有効幅員は0.6mを標準とする。なお、斜路の利用状況に応じ、斜路部の幅員を広げることは可能とする。
3. 斜路付階段の斜路部分は、中央に設けるものを原則とする。
4. 斜路付階段方式で通路と階段等が直線形の場合は、機能性、経済性、内部景観等を検討し、通路と階段等の幅員を広い幅員に合わせることができる。

【参考】改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン, P.127, P.135, P.138, 平成20年2月, (財)国土技術研究センター

(4) 桁下高さ

車道を横断する場合の桁下高さは、道路面の補修等を考慮して**重要物流道路は5.0m, その他の道路は4.7m**を確保する。鉄道を横断する場合は鉄道事業者と調整する必要がある。

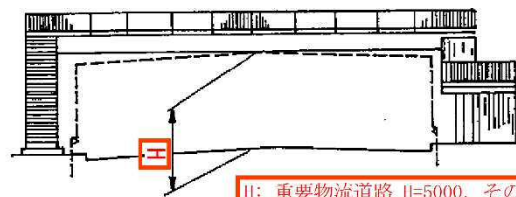


図 3.7 桁下高さ

重要物流道路の  
規定を追加

II: 重要物流道路 II=5000, その他の道路 II=4700

(5) 形式形状と歩道部取付形状

- (a) 歩道橋前後の有効幅員を確保すること。
- (b) 歩道等のすりつけは1:3とすること。
- (c) らせん階段は計画しない。(昇降装置がある場合を除く)
- (d) 自転車の通行を考慮する場合は、斜路付き階段を設けることが望ましい。

【参考】改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン, P.138, 平成20年2月, (財)国土技術研究センター

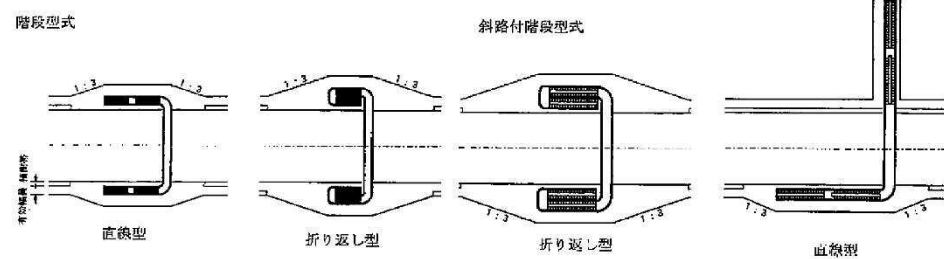


図 3.8 形式形状と歩道部取付形

旧

表 3.2 横断歩道橋の幅員

	幅員
階段	1.5m 以上
通路	2.0m 以上
傾斜路	2.0m 以上
斜路階段	2.1m 以上

- 注) 1. 斜路方式及び斜路付階段方式の幅員は、自転車、歩行者等の交通量並びに利用者の形態(自転車、車いす)等を考慮して決定するものとする。
2. 斜路付階段の斜路部分の有効幅員は0.6mを標準とする。なお、斜路の利用状況に応じ、斜路部の幅員を広げることは可能とする。
3. 斜路付階段の斜路部分は、中央に設けるものを原則とする。
4. 斜路付階段方式で通路と階段等が直線形の場合は、機能性、経済性、内部景観等を検討し、通路と階段等の幅員を広い幅員に合わせることができる。

【参考】改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン, P.127, P.135, P.138, 平成20年2月, (財)国土技術研究センター

(4) 桁下高さ

車道を横断する場合の桁下高さは、道路面の補修等を考慮して4.7mを確保する。鉄道を横断する場合は鉄道事業者と調整する必要がある。

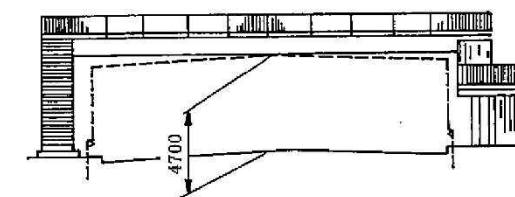


図 3.7 桁下高さ

(5) 形式形状と歩道部取付形状

- (a) 歩道橋前後の有効幅員を確保すること。
- (b) 歩道等のすりつけは1:3とすること。
- (c) らせん階段は計画しない。(昇降装置がある場合を除く)
- (d) 自転車の通行を考慮する場合は、斜路付き階段を設けることが望ましい。

【参考】改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン, P.138, 平成20年2月, (財)国土技術研究センター

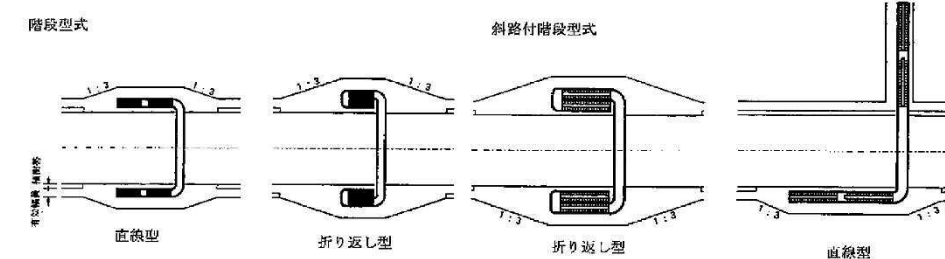


図 3.8 形式形状と歩道部取付形